

徳川時代後期家族法関係史料(三)

— 東京都立中央図書館所蔵中山太郎詔状類より離縁状及び関連文書 —

高木 侃

解題

一 東京都立中央図書館特別文庫に「中山太郎収集詔状類」二一六点が所蔵されている。図書館のHPには、本文庫は「民俗学者中山太郎氏（一八七六—一九四七）が収集した正保二（一六四五）年から大正二（一九一五）年にかけての、詔状を中心とした文庫。他に類を見ない珍しいコレクションです。」と紹介されている。文庫の内容は表題の通り、多くは詔状であるが、そのなかに離縁状や執心切れが数通と、それに関連する文書があり、文字通り「珍しいコレクション」である。筆者は昭和六〇年九月原物を閲覧の上、写真撮影をした（現在はマイクロフィルムによる閲覧のみである）。その後、筐底に秘される如く、仕舞忘れていたが、ふと見出した。それらを翻刻するのが本小稿

の目的である。

二 中山太郎は栃木県足利市梁田に相場吉蔵の三男に生まれ、民俗学者として知られる。自著の「自序に代えて」によれば、中山は「学生時代から売笑史とか、婚姻史とか、巫女史とか、更に職人史とかいふ、従来、あまり書かれなかつた方面のこと」²に関心を寄せ、資料収集をなしていたという。かれは七歳のとき、徴兵逃れのため、廃家再興して他姓を冒すことになった。生まれつきの左利きで、習字や図画がうまくいかず、小学校は卒業していない。家事手伝いやら、奉公生活をへて、父親の死に引き続いて母の死にも遭遇し、発憤して上京、東京専門学校（現早稲田大学）を本人いわく「ビリ」で卒業する。後に生活のため、二二年間は、新聞記者、ついで雑誌記者になるが、柳田国男の『郷土研究』創刊号に接し、民俗学が己の道と決心し、

民俗学に専念する。かれの民俗学は文献を筆写しカードにする作業による膨大な資料に基づいた研究で、文献民俗学ともいわれ、自らは歴史的民俗学と称したようである。

三 この託状コレクションがどのような目的で、いかにして収集されたのか、その経緯については詳らかにしないが、以下には本小稿で取り上げた史料について、若干の解説をしておきたい。

まず、離縁状が五通あり、そのうち関連文書が付属しているものが二事例ある。「市太郎―ふく」去状(7)には、夫の父の託状(8)がある。これによれば、前年一月に結婚するものの、夫は「心得違いの所業」があるという。託人兩名が立入り、翌正月には離婚し、直ちにふくは実家方で引き取った。結婚生活わずか三カ月にも満たなかったのである。この後はこれまでどおりの付き合いをすることとして詫びがなかった。つぎの事例(10・13)は妻の不埒の疑惑が離婚原因と思われる。明治四年(一八七二)正月元日知人宅で、歌かるたの催しがあり、中澤要人は夫婦同伴で参加したが、妻「袖」は関口錦五郎に同行して夜道を無提灯で帰った。夫要人が跡をつけたところ、藩学校玄関で二人は出合っていたので、これは心外と、その場で手打にいたそうと思ったが、「同人父御役柄ヲ察」して思い止まったという(妻の父か錦五郎のそれか、筆者は後者と考える)。この間のことを尋ねられて申し述べている(13)。

その後、正月二〇日に当の本人関口錦五郎から要人の妻に對して「不都合之儀」をいたし、赤面の態であり、途中で行きあっても「聊猥りケ間敷義」は一切しない旨を夫に誓約したので、今後は又このようなことないようにと、事を「穏便」にすませることとなり(11)、翌二一日には、妻「袖」は「不容易不埒之儀」があつたので、ひとまず、妻実家もしくは親類と思われる新堂武治郎方で預かり、謹慎させていたが、夫の「厚き思召し」をもつて、元の通り復縁することになり、ありがたき旨の証文を妻方から差し入れている(12)。ついでには、袖にゴタゴタがあれば、「遊女・買女」は勿論、いかように取り計られても異議を申さないとしている。しかし、不義の疑いを抱いた妻と復縁したものの夫婦仲は修復しなかったものとみえ、二〇日後の二月二日夫は「不熟ニ付双方熟談之上」やむなく離縁することになり、その旨をしたためた離縁状を差出したのである(10)。

ほかの離縁状(9・17)のうちで、「熊次郎―みよ」離別状(4)では「村方八藏へ差遣候ては申分有之候」とあつて、八藏との再婚を禁止している。

四 ついで特徴的な文書は「執心切れ一札」である。「執心切れ一札」とは、未婚の男女関係の解消文書である。当事者双方が未婚の場合が多いが、ときに一方は未婚、他方は既婚という場合もある。「執心切れ」にいたるには男

女間に何らかのトラブルが生ずることに始まる。例えば、「全是迄馴合之儀毛頭無御座候得共、執心有之」で、「大勢召連其許宅へ罷越、貴殿娘子連出シ」などの「心得違」をしてかしたことを詫び、今後はその娘に対して「聊執心無之」く、どこへ縁組しても申分ないことを約束するのである(1)。同様に吉蔵もたかを「馴合にて誘引」し、たか当人、およびその親類組合中・若衆中へも詫び、吉蔵は以来たかの村方へは決して立入らず、「毛頭執心無之」旨を誓約している(3)。「酔狂之上……心得違」した歌次は、詫を入れて勘弁してもらい、「執心・故障等決して無御座候」としたためている(5)。

なお、離婚にあつては妻の衣類・諸道具はその特有財産として厳格に妻の所有に帰したが、このことは「離縁二付、残り衣類并諸道具悉皆正二請取申候」(15)とあるように、時々ひそかに実家に送りつけていたほかの「残りの衣類や諸道具」を「悉皆」つまり、すべて残らず受取つたとある。離婚における「持参財産返還の原則」の忠実な履行の一事例である(6,7)。

注

- (1) 『日本婚姻史』春陽堂、一九二八年一二月。本書は「柳田国男先生に捧ぐ」との献辞が添えられている。
 (2) これらの関心に対応した『日本売笑史 附吉原の沿

革』をはじめ、『日本巫女史』『日本若者史』『日本官人史』『愛欲三千年史』のほか『日本民俗学事典』など大部な著書を出版している。

(3) ゴシック数字は本文史料番号を意味する。

(4) 拙著(三)くんだり半一江戸の離婚と女性たち」平凡社、一九八七年三月、後に増補ライブラリー版、一九九九年)。本小稿の引用は後者による。

(5) 前掲注(4)の「十八 執心切れ一札」四二三頁以下参照。

(6) 本小稿は東京都立中央図書館特別文庫室のご厚意をいただいた。感謝の意を表したい。

(7) 史料の引用方法は、拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年一二月) 凡例によつた。

史料目次

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 文化九年十一月 | 幸蔵執心切れ一札 |
| 2 | 文政十一年五月 | 娘へ酒狂行き違いにつき内済証文 |
| 3 | 天保三年三月 | 娘誘引につき詫書兼執心切れ一札下案 |
| 4 | 天保六年八月 | 「熊次郎一みよ」離別状(村方八蔵との再婚禁止) |
| 5 | 嘉永五年九月 | 酒狂心得違いにつき詫書兼執心切れ一札 |

6 慶応四年八月 家出の妹につき兄詫状兼帰縁証文

7 「明治二年」正月「市太郎―ふく」去状

8 明治二年正月 同 倅心得違いの所業による離縁
につき父詫書

9 明治三年十二月 「又蔵―いし」離別状(伯父・親類
介人)

10 明治四年二月 「中澤要人―そで」離縁状

11 明治四年正月 同 関口錦五郎要人妻への不都合
なき旨の誓約書写

12 明治四年正月 同 要人妻復縁にあたり妻方証文

13 「明治四年」二月 同 要人その妻を手打ちにいたす
べき所存の申述書

14 明治十一年四月 松本重尾離婚につき父誤証

15 明治十一年四月 同 残り衣類・諸道具請取証

16 未五月 娘他村男性へ執心・不法につき父詫
状兼執心切れ一札

17 年月日不詳 「佐兵衛―いし」離別状

史 料

1 文化九年十一月 幸藏執心切れ一札

差出シ申一札之事

一私儀当月八日夜、大勢召連其許宅え罷越、貴殿娘子連出シ候儀、全是迄馴合之儀毛頭無御座候得共、^愁心有有之、以心得違連出シ候処、娘子逃シ候間、当人甚迷惑致候二付、翌朝貴殿宅え推参仕候儀、御察当相懸り、一向御取扱不被成、役へ御届被成、既二出訴ニ被及候処、私身分難相立候ニ付、村方御寺院様方御立入被下御取扱被下候ニ付、格別之苦を以右娘子行衛相^{マツ}訳り、御引請御勘弁被下忝奉存候、然上ハ此後何方え何方え御縁組被成候共聊申分無御座候、仍て一札差出シ申処如件

下奈良村

当人 幸

藏印

文化九申年

十一月十六日

祐 八殿

..... (貼付の上、継ぎ目印)

差出申一札之事

一村方百姓市郎右衛門幸藏儀、大勢二て其許宅え罷越貴殿娘子連出し候ニ付、早速出訴被及候処、当人父子は不及申、大勢難儀ニも抱り候儀ニ付、私共立入当人存寄承糺候処、全ク是迄馴合候義は無之、不法之儀仕出し候段一言之申訳無之候、依之御託言申入候処、御聞済熟談内濟被下忝存候、然上は此後幸藏儀、娘子ニ付聊^愁愁心無之、何方え御縁組被成候ても毛頭申分無御座候、右幸藏儀は

私共引請、貴殿御苦難相掛申間鋪候、且此度諸雜用引請差出可申候、右始末御聞濟被下上は、加判之者引受決て異変申間敷候、為後日書付入置申処仍て如件

下奈良村

当人 幸 蔵印

親類 弥五右衛門印

文化九年 組合 八五郎印

申十一月 取扱人仙右衛門印

御寺院方

寶寿院印

円通寺(花押型)

前書之通相違無御座候間、致奥印仕候、仍て如件

名主 名記載無し印

(下奈良村は武蔵国幡羅郡(現埼玉県熊谷市))

2 文政十一年五月 娘へ酒狂行き違いつき内済証文

取替申一札之事

一 当村弥左衛門儀同所与五右衛門娘しんどのえ酒狂之上行違之儀有之、此度しんどの弥左衛門方え踏込、種々難儀之向申越候二付、五人組・親類一同相談之上再三懸合候得とも一引不承知にて、無挽今般村御役人中迄相伺候処、

格別之御慈悲を以同村太七并武兵衛方え内済之向被仰付依之右両人之者共双方え数度懸合候処、訴答熟談之上内済仕候趣意左二、

御給金ハ不及申二葉種代として南鏡一片弥左衛門弟勘右衛門方にて差出し、双方無申分熟談内済仕候、然上ハ脇より故障之筋申者御座候ハ、加判之我等何方迄も罷出、急度御申訳可申候、右此儀二付已来願ケ間敷儀申間鋪候、為後日取替一札依て如件

井野村

当人 与五右衛門印

文政十一歳 親類 平左衛門印

子五月日 五人組 角左衛門印

扱人 太七印

武兵衛印

弥左衛門殿

(井野村は上野国群馬郡(現群馬県高崎市)カ)

3 天保三年三月 娘誘引につき詫書兼執心切れ一札下案

「^{上包封}御詫書」

詫一札之事

其御村方重兵衛殿娘おたかとの、二月廿三日夜我等共村方長藏弟吉藏馴合にて誘引候由、薄々御左右有之候所等閑置、各方より追々御尋之上、今般行衛相分り、双方より住所ニ立入及掛合、預り書取替、既に出訴可被及之所、隣村給々村役人衆中ニ絶り、其御村御当人并ニ親類組合中・若衆中え折入て相詫候処、御承知之上右女子御引取被下忝存候、前書吉藏儀以来其御村方え決て為立入申間敷候、此上女子ニ付毛頭執心無之旨申之ニ付、加印ヲ以詫一札差入申所如件

当人

天保三辰三月日

親類

下川崎村

組合

重兵衛殿

〔下川崎村は各地にあり、特定できず〕

4 天保六年八月 「熊次郎一みよ」離別状（村方八藏と

の再婚禁止）

離別一札之事

一又藏殿娘ミよと申女、我等妻ニ貫請候所不埒ニ付、此度「離別仕、弟定吉殿え相返シ申候、乍然村方八藏へ差遣候ては申分」有之候、外々縁付候ニは此方にて少しも

構無御座候、為後相渡申「離別一札仍て如件

天保六未

桐ヶ瀬村

八月日

熊次郎

西田向村

定

吉殿

〔「」は原文書の行末を示す〕

〔両村とも常陸国真壁郡（現茨城県下妻市）

5 嘉永五年九月 酒狂心得違いにつき詫書兼執心切れ一

札

差出し申一札之事

一貴殿娘おミよどのえ対し、私義酔狂之上風と致し、心得違仕り、御尋ニ預り一言之申訳ケ無御座候ニ付、左之仁相頼厚相詫候所、御勘弁ヲ以早速御聞届ケ被成下忝存候、然ル上は素々馴合等之義にては毛頭無御座候間、以来何方より御縁談被成候共、私方ニおみて執心・古障等決て無御座候、為後日一札仍て如件

西保末村

嘉永五子九月

当人

次（爪印

佗人 忠右衛門印

当人親類組合惣代

高津村 庄 吉

要 八殿

慶応四年 辰ノ八月

当人

菊

組合惣代

与左衛門印

藤兵衛印

親類惣代

銀藏印

常藏印

善藏印

6 慶応四年八月 家出の妹につき兄詫状兼帰縁証文

差上申一札之事

私妹よね義、先月中村内若え衆中様之御世話ヲ以、同村

茂八殿悴茂助妻ニ差遣シ申候処、先達中無謂家出致し、

仲人谷次殿方ニ罷在候中、先月廿日組役人吉兵衛様方え

欠込候処、御同人様よりは迄度々御異見被成下候をも不

執用、我意申募り居り候ニ付、今般御役人中様御一同御

立合之上、私并茂八殿両家相統ため方專一、殊二当人よ

ね身分を御心配被下、種々御教諭被成下、今更發明いた

し、家内一同先非後悔仕候間、其廉々え如何様之御詫仕

候でも帰縁ニ相成候様御取計へ被成下置度、此段幾重ニ

も奉願上候、然ル上は此縁談ニ付聊違変ケ間敷義毛頭仕

間敷候、万一違変之義御座候ハ、何様之御取計へ二預

り候共、其節一言之子細申上間敷候、為後日差上申一札

依て如件

越名村

村

御役人衆中様

〔越名村は下野国安蘇郡（現栃木県佐野市）

7 〔明治二年〕正月 「市太郎—ふく」去状

去状之事

一貴殿娘ふく義私女房ニ貫請

候所、不相応ニ付、致離別、此後

何方え縁組候共構無御座候、

仍て離別一札如件

已正月 砂子

市太郎（爪印）

新宗道村

新宗道村

立合人 吉五郎印

仲右衛門殿

新宗道村

宗道村託人 吉五郎印

同 同 房 吉印

仲右衛門殿

〔新宗道村は常陸国豊田郡、砂子村は同国結城郡（いずれも現茨城県下妻市）〕

〔宗道村は常陸国豊田郡（現茨城県下妻市）〕

8 明治二年正月 同 倅心得違いの所業による離縁に

つき父詫書

9 明治三年十二月 「又蔵―いし」 離別状（伯父・親類 介入）

〔上包折封〕
「砂子より」

〔上包折封〕
「離別状之事」

一 札

託入申一札之事

離別状之事

一 私忝市太郎方へ去辰十一月月中、貴殿之娘おふく儀相続ニ
貴受候処、市太郎儀此度心意違之諸業にて貴殿へ一言之
申訳ケも無御座候間、吉五郎殿并房吉殿右御兩人相頼御
託入候処、早速御聞濟之上離別いたし、娘速ニ御引取
被下、其上向後出入之儀も是迄之通、相互ニ六ツ間敷出
入致呉候様御勘弁被成下、難有仕合ニ存候、為後日之詫
書一札仍て如件

一 其方事我等（手紙）勝ニ候付、此度
離縁致し候、此後ニは何方え
縁付共 向後 差構 無之
依て如件

又 蔵爪印

伯父

増兵衛

い し殿

親類

力 蔵

すな子村当人 栄 八印

明治三年

明治二巳年正月日 同 組合 重 助印

午十二月十七日

10 明治四年二月 「中澤要人―そで」 離縁状

離縁状之事

一 此度袖儀不熟ニ付双方熟談之上
無拠離縁致し候間、何方え縁組致候ても
構無御座候間、仍て為後日之離縁状
一札如件

明治四未年二月十二日 中澤 要人

袖 殿

11 明治四年正月 同 関口錦五郎要人妻へ不都合なき

旨の誓約書写

一札之事

私儀至若氣之とは乍申、貴殿妻え対不都合之儀も有之、
赤面之仕合御座候処、此度穩便御配意被成下、重々難有
仕合奉存候、就ては向後途中たり共聊猥りケ間敷義一切
仕間敷候、若又右之事件ニ付跡々ニて如何様義出来候共、
其節一言之申分無御座候、為後日証文仍如件

未ノ正月廿日 関口 錦五郎印

中澤 要人殿

本書之義は田中樞大惨事殿え差出ス

二月十五日

12 明治四年正月 同 要人妻復縁にあたり妻方証文

一札之事

一 袖儀此度不容易不埒之儀有之、一ト先私方え御引渡相成
実以赤面之次第、何共可申上様無之、為相慎罷在候処、
尚又厚き以思召元之通り御引取被下、千萬難有奉存候、
就ては以後同人之儀ニ付、彼是之儀有之候節は、遊女・
買女は勿論、如何様ニ御取計被成候とも、其節少も違背
仕間敷候、為後証仍て如件

明治四未歳

正月廿一日

中沢 要人殿

新堂 武治郎印

13 〔明治四年〕二月 同 要人その妻を手打ちにいた

すべき所存の申述書

書取之事

正月元日夜齋藤齋宅にてうたかるた催^(マ)枕候ニ付、私并家
内参居候処、右錦五郎ト私妻無挑^(マ)灯ニて帰リ、跡ヲ直様
付候処、藩学校玄関ニて出合致居候処、右之始末心外之
儀ニ付、其場ニて手打致候ト相心得之処、同人父御役柄
ヲ察、其佞捨置、直様伯方^(マ)え相談ニ罷越候処、宅ニ客有
之候ニ付、其夜宅え帰候、右之始末柄ニ御座候、此段御

尋ニ付以書取ヲ申上候、以上

二月十五日

中澤 要人

伯より田中權大參事殿え差出ス

15 明治十一年四月 同

残り衣類・諸道具請取証

請取証

14 明治十一年四月 松本重尾離婚につき父誤証

誤証

去ル明治八年十月拙者娘重尾義、親戚平岩道義媒ヲ以貴殿え婦嫁致候処、始終御家風ニ相背キ和熟不相成、然ニ付去ル明治十年春以後自分衣類竊ニ親元え度々送り付ヲ請取居候段、甚以不束之至り何共無申訳次第、加之同年七月頃貴家懇意下嵯峨村鳥居利三郎ト申者、縁辺治り方取扱被呉候ニ付テハ、其節聡と確証之廉モ無之候得共、密和ケ間敷哉之御疑相係り候段、何共不都合之至り有之候、然ル処今般穩便之御取計以離縁被成下忝、尤重尾在縁中之所為ニ付後日如何様之事件出来候共、毛頭御迷惑相掛ケ申間敷候、仍て断証如件

上京第拾貳区石薬師通寺町東入新夷町

明治十一年四月廿八日

松本 宗達印

近江国滋賀郡第貳区錦村

小川 幸吉殿

〔二十四行証券界紙使用〕

一此度重尾義離縁ニ付、残り衣類并諸道具悉皆正ニ請取申候、依て請取証如件

上京第拾貳区

石薬師通寺町東入新夷町

明治十一年四月廿八日

実父 松本 宗達印

同第十一区

今出川通寺町西入常盤井殿町

親戚媒

証人 平岩 道義印

近江国滋賀郡第貳区錦村

小川 幸吉殿

〔表題上部に壹錢印紙貼付、割印〕

16 未五月 娘他村男性へ執心・不法につき父詫状兼執心

切れ一札

託入申一札之事

一今般私娘系へ儀、猿田村竹治郎え集心相掛ケ、村内踏捨法外之余り、其上高位振へ村方相掠め、不取止儀申触、

致増長候儀ニテ難捨置趣ニテ、逐一御尋ニ預り一言申披無之、今更後悔仕候、依之左之扱人相頼頼御託申入候処、早速御承知被成下難有仕合ニ奉存候、然ル上は向後右体過言之始末急度相嗜聊決て無之候、若シ又前文相破り候ハ、如何様ニ被成下候共御恨申上間敷候、為向後託入申一札差出シ申如件

未の

五月日

榎木邨

当人 栄 五 郎

親類組合惣代

証人 善 造

扱人 伊 兵 衛

同人 五 郎 平

同人 庄 兵 衛

村方

若者中

〔猿田村は下野国、南は梁田郡、北は足利郡（いづれも現栃木県足利市）、榎木村は下野国都賀郡（現同県鹿沼市）カ〕

17 年月日不詳 「佐兵衛―いし」離別状

〔^{複製}〕上郷村佐兵衛より離別〕

離別状之事

一 貴殿娘メおいし、私妻ニ貫請、然処此度離別致、然上何方え縁附可被下成供毛頭違乱妨ケ不申、為後日離別状一札依て如件

上郷村 佐五右衛門 悴

佐 兵 衛 (爪印)

新宗道村

仲右衛門 殿

おいしとの

〔上郷村は常陸国筑波郡（現茨城県つくば市）〕